⑮　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Atsushi Fukasawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Construction work of the Route 127 Kubosakasita tunnel improvement.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 5: 00 P.M. 29 November 2013.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12: 00 P.M. (noon) 4 February 2014 (tenders brought with or submitted by mail: 12: 00 P.M. (noon) 4 February 2014).
⑹　Contact point for tender documentation: Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2　2－1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中部横断帯金第２トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡南部町帯金地先
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝約1,000m
帯金第２トンネル（ＮＡＴＭ）発破掘削（内空面積約76㎡）
掘削・支保工　約850m、覆工コンクリート・防水工　約855m、インバート工　約380m、坑門工　２箇所、掘削補助工　１式
道路改良
掘削工　約160㎥、路体盛土工　約3,760㎥、路床盛土工　約810㎡、アスファルト舗装工　約700㎡
泥之沢川橋（橋梁下部）Ａ１橋台
コンクリート　約150㎥、鉄筋　約17ｔ、深礎杭　２基
仮設工
仮橋・仮桟橋工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成29年３月24日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約12,300㎥、鉄筋　約230ｔ
⑺～⑿　第１号１⑺～⑿に同じ
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
⒁～⒆　第１号１⒁～⒆に同じ

2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年11月１日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から中部横断帯金第２トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　第１号２⑴に同じ
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
㋐　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道のトンネルであること。
㋑　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が700m以上の工事であること。
㋒　坑口部を除く箇所で、土被りが20m未満の施工実績であること。
ただし、上記㋐、㋑、㋒は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋓の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、下記㋓は同一工事であること。
特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、下記㋓の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐、下記㋓は同一工事であること。
㋓　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上の工事であること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑥　第１号２⑹に同じ
⑦～⑧　第１号２⑻～⑼に同じ
⑨　第１号２⑾に同じ
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。
また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２⑺①に同じ
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、上記⑴⑤㋐、㋑は同一工事であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。